

平成28年鳥取県中部を震源とする地震に関する高知県の被災地支援の状況について【第2報】

【平成28年11月2日（水）15時現在】※下線部は前回からの変更箇所

平成28年鳥取県中部を震源とする地震に関する高知県の被災地支援の状況について、お知らせいたします。

1. 人的支援

（1）被災宅地危険度判定士の派遣【土木部】

※「被災宅地危険度判定士」とは、被災した宅地の危険度を判定する技術者です。

10/25～28日 第1陣の県職員3名を鳥取県内へ派遣（現地活動は10/25～10/27）

10/26～30日 第2陣の県職員3名を鳥取県内へ派遣（現地活動は10/27～10/29）

（2）被災建築物応急危険度判定士の派遣【土木部】

※「被災建築物応急危険度判定士」とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付帯設備の転倒などの危険性を判定する技術者です。

10/26～30日 第1陣の県職員2名を鳥取県内へ派遣（現地活動は10/27～10/29）

（3）罹災証明関係業務（住家被害認定業務）に従事する職員の派遣【総務部】

※「住家被害認定業務」とは、被災した住家の被害の程度（全壊、半壊等）を調査・認定する業務であり、この認定結果に基づき、被災者の方々に罹災証明書が発行されます。

11/3～19日 事務職6名（市町村職員を含む）を3組に別け、ローテーションで鳥取県北栄町へ派遣（現地活動は11/4～11/18）

問合せ先
危機管理・防災課
TEL088-823-9320